

令和元年8月26日

第127回 遠野市農業委員会総会議事録

第127回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和元年8月14日
告示番号 遠野市農業委員会告示第6号
会議年月日 令和元年8月26日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、5番 佐々木誠一、
6番 佐々木恵美子、9番 綱木秀治、10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、
12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、
16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 4番 古屋敷徳夫、7番 新田佐悦、8番 河内克倫

会議に出席した職員 事務局 長 佐々木 徹
事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今 英
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第127回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
議案第25号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第26号 農用地利用集積計画の決定について
議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第28号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>大変ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を2番、白金英子委員、お願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は15名であります。定足数に達しましたので、第127回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、4番、古屋敷徳夫委員、7番、新田佐悦委員、8番、河内克倫委員からは欠席の届出があり、9番、綱木秀治委員からは遅れる旨の届出がありこれを了承したので報告いたします。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。事務事業経過報告書をご覧くださいと思います。 7月31日、令和元年7月遠野市議会臨時会に対応してございます。内容についてはサッカー場整備の案件でございます。 8月2日、令和元年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会に私と職務代理者、事務局長が出席してございます。 8月21日、令和元年度第2回上閉伊地方農業委員会連絡会に私と職務代理者、事務局長、内容に関しては県農業公社への提出関係の議案でございます。 以上でございます。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長		<p>経過報告書をご覧ください。 7月26日、遠野市地域農業マスタープラン地区検討会、松崎地区に対応しました。 7月29日から8月7日まで、令和元年度農地パトロール及び荒廃農地調査を実施してございます。 7月29日、鱒沢地区の検討会がありました。 7月31日、令和元年度地域農業マスタープラン話し合いコーディネート手法研修会が盛岡市で開催されまして、会長職務代理者、各専門委員長が出席してございます。 7月31日、遠野地区の検討会がありました。 8月1日、令和元年度第2回農業委員会だより編集会議を開催しております。 8月1日、宮守地区の検討会がありました。 8月7日、令和元年度農業者年金加入推進特別研修会が盛岡市で開催され、加入推進部長が出席しております。 8月9日、農地あっせん委員会でした。 8月13日、農地法等申請締切日でした。 8月19日、20日、農地転用等現地確認調査を実施しました。 8月21日、令和元年度第1回遠野市地域マスタープラン検討会がありまして、2人女性委員が出席しております。 8月22日、令和元年度第5回運営委員会が開催されております。 8月23日、令和元年度第3回農業委員会だより編集会議を開催しております。 本日、総会です。総会后、家族経営協定研修会。その後、令和元年度第3回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会があります。 ちょっと前後しますが、8月2日、会長から説明ありましたが、令和元年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会が釜石市で開催されまして、役員改選が行われまして、釜石の会長さんから遠野の会長に、会長が代わりました。 裏面ご覧になってください。8月27日以降の主な行事予定です。 8月27日から9月12日まで、令和元年9月遠野市議会定例会があります。</p>

	<p>8月30日、令和元年度遠野市戦没者追悼・平和祈念式が行われます。</p> <p>9月2日、農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が花巻市で開催されます。それに30名ほど出席する予定です。</p> <p>9月6日、令和元年度第4回農業委員会だより編集会議があります。</p> <p>9月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>9月17日、18日、農地転用等現地確認調査を実施します。18日は予備日です。</p> <p>9月19日、農業委員会だより「遠野盆地」発行を予定しております。</p> <p>9月20日、令和元年度第6回運営委員会の予定です。</p> <p>9月25日、総会です。</p> <p>10月28日、上閉伊地方農業委員会連絡会研修会が釜石市で開催される予定です。</p> <p>11月1日から11月8日まで、令和元年度農地相談会が市内9地区で開催予定です。</p> <p>11月7日、令和元年度岩手県農業委員会大会が盛岡市で開催される予定です。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>【報告事項】</p> <p>次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>それでは1、2、3、4ページをご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてです。こちらにつきましては、農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したのでその報告をするものです。件数は17件です。それぞれ備考欄の所有者の死亡によりまして取得者が相続により農地を取得したものです。番号3番は息子さんが取得するものでありますが、関連しまして、番号6番の備考欄の方は番号3番の方と同じ世帯でして、番号6番は番号3番と同じ方が相続により取得するものです。番号9番は取得者が市外の方ですけれども、こちらの農地は●●の■■■■■■■■が管理し、残りの農地は母の親戚がいらっしゃるということでこちらの方が管理するというものです。12番と13番は備考欄の所有者の死亡によりまして、12番と13番は兄弟ですけれども、分割によって遺産相続するものであります。17番は相続した農地をこの後、議案第25号で審議する予定となっております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め議事録署名人に3番、多田登委員、5番、佐々木誠一委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>第127回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計6件、37,796㎡。</p> <p>利用集積、今月計1件、2,917㎡。</p>

	<p>法第4条、ございません。 法第5条、今月計8件、3,490.90㎡。 適用外、今月計1件、87㎡。 法第18条第6項、ございません。 以上、報告いたします。</p> <p>【日程第2】</p>
議 長	<p>次に日程第2、議案第25号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>7ページ、8ページです。議案第25号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲渡人と譲受人は親戚であり、贈与で譲り渡すものです。当該農地は譲受人の母が嫁入りの際に実家からもらい受けた農地で、これまで自己所有地として耕作を行ってきたとのこと。今回ほ場整備事業の事前調査で名義が変更されていないことが判明し、今回の申請に至ったものでございます。</p> <p>番号2番、父から後継者である息子に生前一括贈与で譲り渡すものです。</p> <p>番号3番、譲渡人は市外に居住し耕作できないことから売買で譲り渡すものです。当該農地は譲受人の自宅の隣地であり、現在も譲受人が借りて耕作を行っております。</p> <p>番号4番、譲渡人は市外に居住し耕作できないことから、姪である譲受人に売買で譲り渡すものです。譲受人は現在会社勤めをしながら農業従事を行っておりますが、同世帯では父と弟が畜産経営を行っているものです。</p> <p>番号5番、父から後継者である息子に生前一括贈与で譲り渡すものです。</p> <p>番号6番、譲受人は譲渡人の要請により売買で譲り受けるものです。譲受人は畜産経営を行っており、当該農地は譲受人の所有農地と隣地でありまして、草地として利用する予定になっております。</p> <p>以上6件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>再開します。順番を変えて、最初に●●地区担当委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>ただいま事務局の係長が報告したとおり、現地を3カ所歩きましたが、間違いございません。以上です。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>再開します。続きまして●●地区担当委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>19日、委員3名、事務局2名で現地確認いたしました。先ほどの説明のとおりです。現地確認においても農地は適切に管理されており、特に問題はないものと思われ。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>

推進委員	農業委員1名と推進委員2名、現地調査してきました。説明のとおり問題はないと思います。
議長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第3】 続きまして日程第3、議案第26号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	9ページです。議案第26号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。遠野市長より遠野市農地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。本議案に係る申請は所有権移転が1件です。先月の総会に於いてあっせん委員を指名し、8月9日に開催したあっせん委員会により売買が成立したものです。 番号1番、所有権移転。時期は令和元年8月28日。売買価格は記載のとおりです。申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていることの各要件を満たしております。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第4】 続きまして日程第4、議案第27号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	10ページ、11ページです。議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番、農家住宅の建築を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請人は現在市外に居住しておりますが、父の畜産事業を補助するため遠野に戻る予定であり、当該農地を購入し農家住宅を建築するものです。家族4人で移住す

るため実家を利用するには手狭であることから自宅を新築するものです。申請地は第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請地は実家及び畜舎の隣接地であり、父の畜産業を手伝い今後事業を継承した場合には最も適していると判断いたしました。第2種農地は第3種農地に立地が困難な場合で代替地がない場合許可できるものであることから、この申請地に代わる候補地がないため、許可が可能であると判断しました。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号2番、自己住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請者は現在、妻の実家に暮らしておりますが、子供の成長と共に手狭となり建物も老朽化していることから、妻の母名義の当該農地を使用貸借し自己住宅を建築しようとするものです。申請地は子育てをするうえで妻の両親の協力を得たいことや農作業の手伝いができること、将来両親の介護ができる場所として妻の実家の隣接地である申請地を適地として選定したものです。申請地は第2種農地であります。場所の選定理由から第3種農地に立地することは困難であり、新築する自宅は既存集落に接続して設置されるものであることから許可できるものと判断しました。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しております。なお、本件は農振除外の案件で、令和元年8月9日付けで遠野市長から遠野農業振興地域整備計画の変更の決定を受けているものでございます。

番号3番、一般住宅及び所有農地への道路設置を目的とする道路用地として転用しようとするものです。本案件は番号4番の住宅への通路とその奥にある譲渡人の農地への通路を兼ねるため共有道路とし、現所有者の持ち分の内8分の2をそれぞれ8分の1ずつ譲り渡すものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は原則許可しうるものです。事業費につきましては自己資金と融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書及び融資事前回答書を確認しております。

番号4番、自己住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請者は現在貸家に居住しているため、当該農地を購入し自己住宅を新築しようとするものです。申請地は現在休耕地であります。市道に接し交通の便が良いことや、子供の学校に近いこと適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は原則許可しうるものです。事業費につきましても融資により確保する計画で、金融機関の融資事前回答書を確認しております。

番号5番、自己住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請者は現在夫の実家に居住しておりますが、子供が成長し手狭になったり老朽化していることから、夫の父の当該農地を使用貸借し自己住宅を新築しようとするものです。夫が転職したばかりで融資を受けられなくなったため妻が申請者となっております。場所の選定にあたっては農業後継者であること、子育てをするうえで両親の協力を得られることから申請地を適地としたものです。当該地は土地改良区の受益地内ではありますが、土地改良区から転用は差し支えない旨の意見書が提出されております。申請地は第1種農地で10ha以上の一団の農地の中にある農地ではありますが、既存集落に接続して設置されるものであり、一団の農地を分断する恐れがなく、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。事業費につきましては融資により確保する計画であります。金融機関の事前審査回答書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。なお、本件につきましても農振除外の案件で、令和元年8月9日付けで遠野市長から農業振興地域整備計画の変更の決定を受けております。

番号6番、仮設工事事務所設置を目的とした貸借による一時転用申請です。転用期間は7カ月です。申請地は農業振興地域内の農用地区域内農地ですが、農業振興地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であり、許可できるものと判断しました。申請地の現況は草地となっており工事現場に近く事業遂行上利便が良いこと、また住宅地からも離れており他の営農活動への支障が少ないことからこの場所を選定したものです。申請地は土地改良区の受益地内ではありますが、土地改良区から一時転用は差し支えない旨の意見書が提出されています。工事完了後

	<p>は牧草の種をまき草地に復元する計画であることも確認済みです。事業費につきましては全額自己資金で確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>番号7番、自己住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用するものです。申請人は現在市営住宅に暮らしていますが、市営住宅管理者から収入超過者との認定を受け自主的な退去を求められております。また同居の母は高齢であり介護が必要なため姉家族に協力を求めている状況であり、これらを考慮し姉家族の住居に近い申請地を義理の兄から贈与で譲り受け自己住宅を建築するものです。申請地は第1種農地ですが、既存集落に接続して設置されるものであり、一団の農地を分断する恐れがなく、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しております。なお、本件は農振除外の案件で、令和元年8月9日付けで遠野市長から農業振興地域整備計画の変更の決定を受けております。</p> <p>番号8番、自己住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用するものです。申請人は現在実家に暮らしていますが、父が所有する当該地を使用貸借して自己住宅を建築するものです。場所の選定にあたっては父が営む農業への従事を考慮し実家の隣地であること、職場に近く利便性が良いことから適地として選定したものです。申請地は第1種農地ですが、既存集落に接続して設置されるものであることから、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当し許可できるものと判断しました。事業費につきましては自己資金と融資により確保する計画であり、残高証明書と融資事前回答書を確認しております。なお、本案件は農振除外の案件で、令和元年8月9日付けで遠野市長から農業振興地域整備計画の変更決定を受けております。</p> <p>以上8件について、農地転用の許可要件を全て満たしていることから許可はやむを得ないものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。順番を変えて行います。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	8月19日に、先ほど事務局から説明あったとおり、確認しております。
議 長	続きまして●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	先ほど農地転用の件でお話ししましたが、この件のことでした。問題はないです。
議 長	続きまして●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	事務局2名と農地利用最適化推進委員2名、農業委員1名で現地確認をしました。事務局からの説明のとおり何ら問題ないとしました。以上です。
議 長	続きまして●●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	報告します。農業委員1名、推進委員2名、事務局2名、計5名で確認しております。これに基づいて確認しましたがけれども特に問題ありませんでした。以上です。
議 長	続きまして●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	事務局2名、農業委員1名、最適化推進委員2名で現地を確認しました。現地両方も問題ないと確認しました。以上です。
議 長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]

議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 27 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第 5】</p> <p>続きまして日程第 5、議案第 28 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>12 ページです。議案第 28 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、当該地は昭和 60 年 3 月 22 日に無線中継所線として市道認定され長年市道として使用されてきましたが、平成 31 年 3 月 29 日に市道廃止されました。現在は民間事業地への通路として使用されています。当時申請人が農地法の手続きが必要なることを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上 1 件、ご審議よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。</p> <p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>農地利用最適化推進委員の昆野裕子です。8 月 19 日午前、農業委員 2 名、推進委員 1 名、事務局 2 名の計 5 名で現地確認をしました。場所は●●町●●地区の■■■■■■■■■■の入り口付近です。事務局の説明のとおりで通路として利用されており、雑種地として確認いたしました。ご審議よろしく願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>はい、ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 28 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【その他】</p> <p>それでは、その他に入ります。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>それでは、事務局。</p>
事務局次長		<p>お手元にお配りしておりました資料でご説明いたします。令和元年度農地相談会の実施要項です。裏表の裏の方はチラシになっておりますけれども、2 番の所をご覧になっていただきたいと思います。開催日程と会場についてです。11 月 1 日が綾織、土淵、5 日が遠野、宮守、6 日が小友、上郷、7 日が松崎、青笹、8 日が附馬牛という</p>

	<p>ことで、時間は各会場ともに1時半から3時半まで2時間ということで、ご提案したいと思います。相談業務は昨年と同じでこちらに記載しているとおりととなります。日程はこのように提案するものですが、この後の検討会で話し合ってくださいまして、変えてほしいという部分がありましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。</p>
議 長	<p>質問等ございますか。</p>
17 番 委 員	<p>17 番、奥寺ですけれども、青笹は11月7日が農業大会なので検討してください。</p>
事 務 局 長	<p>分かりました。検討します。</p>
議 長	<p>その他ございますか。あとは推進委員とも協議してからの日程変更になると思いますので、これはこれで締めたいと思います。その他。</p>
事 務 局 次 長	<p>もう1つの資料です。令和元年度農地パトロールの実施報告です。7月31日から8月7日まで各地区ご協力いただきました。裏面に速報値ということで結果を載せておきましたのでご確認いただければと思います。①番というのが昨年調査をしたところで今年その後の状況ということで調べた部分で、合計6筆、1,385㎡、A区分が1筆、B区分が5筆ということでありまして、②番が事前に調査をしていただいて今年調査をして頂いたところになります。合計で177筆、328,264.71㎡、そのうちA区分が18、B区分が159となっております。①と②を合計したものを下に記載しています。もう1枚、次のページには昨年度の調査結果内容をお知らせしておりますので参考までにご覧いただければと思います。</p>
議 長	<p>はい。それでは説明が終了しましたので、質問等ございますか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>それでは進みます。その他。</p>
事 務 局 次 長	<p>封筒に入れてお配りしていますのは活動報告書の9月分用紙です。10月10日まで、よろしくお祈いします。小さいB5版の用紙は先日互助会でお配りしてました業務必携の正誤表が来ておりました。3カ所ほど誤りがあったとのことで、訂正していただければと思います。それからブロック別研修会の出席名簿を作っておりましたので、車関係で若干変更がありまして上郷地区が8人乗りの公用車で時間も少し変わりましたので、上郷地区は直接花巻に行くということで、上郷地区以外は前にお知らせしてましたとお祈い福祉センターから順次各駅で花巻に、ということになっておりました。もし変更等ありましたらお知らせいただければと思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>会費はどうなっていますか。</p>
事 務 局 次 長	<p>会費はないですが、お弁当代として1,000円、後日お願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>その他に何かありますか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>研修会が3時半からですので早めることはできますか。</p>
事 務 局 長	<p>推進委員に案内状を出していますから。</p>
議 長	<p>分かりました。</p>

議

長

【閉会】

それでは、以上をもちまして第 127 回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

午後 2 時 20 分閉会

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____

同 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____